

付 属 書 B

申請書類の記載例

- ・記載例は申請書、本県・本市の指定様式への記入方法を示したものであり、作成例はあくまでも一例です。他県申請で同類の書面があれば、活用して差し支えありません。
- ・申請に必要な書類は、次ページ「申請書・添付書類一覧表」のとおりです。
- ・変更許可時や処理施設に変更がない場合等には、一部の提出書類を省略することができます。(30ページ「省略する添付書類」参照)
- ・変更届の提出時の記載例を示してあります。(29ページ)
- ・許可申請時にはチェックシート(33ページ)で記載内容を必ず事前確認し、誤記入、記入漏れ、必要添付書類の未添付がないようにしてください。

内容	ページ数
■ 新規許可・変更許可に必要な書類の記載例の一式	2～27
・産業廃棄物処理施設設置許可申請書・添付書類一覧	2
・産業廃棄物処理施設設置許可申請書（第1面～4面）	5
・産業廃棄物処理施設変更許可申請書（第1面～3面）	8
・事業計画の概要	11
・処理工程図	13
・施設配置図	14
・施設の表示内容	16
・保管場所の概要	17
・設置場所の地番、地目等	18
・生活環境影響調査書	19
・誓約書	22
・事業の開始に要する資金総額及び資金調達計画	23
・借入金償還計画	24
・資産に関する調書（個人用）	25
・各種財務の関係資料（経営再建計画書、事業収支計画）	26
■ 軽微変更等届出に必要な書類の記載例の一式	28～32
・軽微変更等届出事項・必要書類一覧	28
・軽微変更等届出書	29
・一部の添付書類を省略して申請する場合の留意点	30
・省略する添付書類一覧（参考様式1）	31
・条例手続が適用されないことを説明する書類（参考様式2）	32
■ 許可申請用チェックシート	33

産業廃棄物処理施設設置許可申請書・添付書類一覧

分類	No.	提出書類	設置許可		変更許可	
			個人	法人	個人	法人
申請書	1	産業廃棄物処理施設設置許可申請書（第1面～第4面）	●			
	2	産業廃棄物処理施設変更許可申請書（第1面～第3面）			●	
事業計画	3	事業計画の概要	◆		◆	
施設関係	4	処理工程図（中間処理施設のみ）	○		○*4	
	5	排ガス、排水の処理方法に係る処理系統図	△		△*5	
	6	施設の設計計算書	○		○	
	7	排ガスの量・性状、処理水の水量・水質の根拠書類	△		△*5	
	8	施設付近の見取図	○		○	
	9	施設の配置図（表示設置位置を含む）	△		△	
	10	施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図	△		△	
	11	排水（汚水・雨水）の経路図	△		△*5	
	12	施設の表示の内容を記載した書類	◇		◇*5	
	13	産業廃棄物等の保管場所の概要	▲		▲*5	
	土地関係	14	設置場所の地番、地目等	▲		▲
15		不動産登記法第14条規定の地図又は公図（コピー可）	◇		◇*2	
16		土地、建屋の登記事項証明書（コピー可）	◇		◇*2	
17		土地、施設、建屋の使用承諾書（コピー可）	◇		◇*2	
アセス	18	生活環境影響調査書（条例に基づく生活環境影響調査結果書等）	○		○	
維持管理	19	維持管理計画書	△		△*3	
発生工程図	20	産業廃棄物の発生工程図	◇		◇*4	
	21	産業廃棄物の分析結果の証明書（写）	◇		◇*4	
会社関係	22	定款、寄附行為（写）	-	○	-	○*6
	23	申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（コピー可）	-	○	-	○*6
修了証等	24	施設設置・維持管理に関する技術的能力説明書類【技術管理士認定証（写）等】	○		○	
住民票等	25	申請者の住民票（本籍地（外国人にあつては国籍等）の記載があるもの）、登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）（コピー可）	○	-	○*1	-
	26	法第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しないことの誓約書	●		●*1	
	27	【申請者が未成年のとき】法定代理人の住民票（本籍地（外国人にあつては国籍等）の記載があるもの）、登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）（コピー可）	○	-	○*1	-
	28	役員（本籍地（外国人にあつては国籍等）の記載があるもの）、登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）（コピー可）	-	○	-	○*1
	29	株主等の住民票（本籍地（外国人にあつては国籍等）の記載があるもの）、登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）（コピー可）	-	○	-	○*1
	30	【別法人が株主等になっているとき】株主等の登記事項証明書（コピー可）	-	○	-	○*1
財務	31	【使用人がいるとき】使用人の住民票（本籍地（外国人にあつては国籍等）の記載があるもの）、登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）（コピー可）	○		○*1	
	32	施設設置・維持管理に要する資金総額及び資金調達計画	●		●	
	33	借入金償還計画（No.32の資金調達計画が借入金の場合）	●		●	
	34	法人税の納税証明書：直前3年の各事業年度分（その1・納税額等証明書）（コピー可）	-	○	-	○*6
	35	確定申告書（写）：直前3年の各事業年度分（別表一（一）のみ）（コピー可）	-	○	-	○*6
	36	貸借対照表：直前3年の各事業年度分（コピー可）	-	○	-	○*6
	37	損益計算書：直前3年の各事業年度分（コピー可）	-	○	-	○*6
	38	株主資本等変動計算書：直前3年の各事業年度分（コピー可）	-	○	-	○*6
	39	個別注記表：直前3年の各事業年度分（コピー可）	-	○	-	○*6
	40	資産調査	●	-	●	-
	41	所得税の納税証明書及び確定申告書：直前3年分（コピー可）	○	-	○	-
	42	融資関係書類の写、金融機関からの借入金に係る貸付決定書等 【事業の開始に当たって資金等の調達が借入金から行った場合】	◇		◇	
	43	経営再建計画書（債務超過、3期連続赤字など経営状態が悪い場合）	◆		◆	
	44	事業収支計画（No.34～39、又は41を3年分提出できない場合）	●		●	
関係法令	45	関係法令等に係る許可証等	◇		◇	

【記号の意味】

●：法定書類（指定様式あり：申請書以外は本県指定様式）、○：法定書類（指定様式なし）、▲：申請書記載事項の別紙（指定様式あり）、△：申請書の記載事項の別紙（指定様式なし）、◆：法定外の本県独自の添付書類（指定様式あり）、◇：法定外の本県独自の添付書類（指定様式なし）、*：条件付きで省略可能書類（詳細は次ページ参照）

【注意事項①】

注1 次の場合は、前ページ*印の書類の省略が可能です。省略書類一覧を付けて申請してください

番号	区 分
1	先行許可証を提出したとき ※（特別管理）産業廃棄物収集運搬業及び（特別管理）産業廃棄物処分業に係る許可証若しくは産業廃棄物処理施設設置に係る許可証 ※先行許可証に記載の「規則第〇条……の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載された許可証であり、先行許可の日から5年以内のもの
2	変更許可において、土地関係に変更がないとき
3	変更許可（中間処理施設）において、規則第11条第3項各号に掲げる事項に変更がないとき
4	変更許可において、処理工程に変更がないとき
5	変更許可において、当該事項に変更がないとき
6	直前の事業年度に係る金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書を提出したとき

注2 その他の注意事項

No.5 排ガス、排水の処理方法に係る処理系統図

- ・処理系統図には、各設備への流入量、流入時の濃度等の値も記載すること。

No.6 施設の設計計算書

- ・中間処理施設であって複数の産業廃棄物を処理する場合は、産業廃棄物の種類ごとに単独で処理した場合について、作成すること。
- ・産業廃棄物の重量換算にあたっては、鳥取県作成の「中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針」に掲載の「産業廃棄物（容量→重量）換算係数一覧表」の数値を参考にすること。

No.7 排ガスの量・性状、処理水の水量・水質の根拠書類

- ・中間処理施設であって、複数の産業廃棄物を処理する場合は、産業廃棄物の種類ごとに単独で処理した場合について、作成すること。

No.8 付近の見取り図

- ・住宅地図等設置する場所、周辺の住宅等が明確にわかる図面を利用して作成すること。

No.10 施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図

- ・主要な設備のみならず、処理に利用する全ての施設について、添付すること。
- ・ベルトコンベア等の複数の設備と組み合わせて設置する場合は、実際に設置した場合の施設全体の図面も添付すること。
- ・建屋については、処理施設を設置する建屋のほか、保管施設、その他付帯設備を設置する全ての建屋について、添付すること。

No.11 排水（汚水・排水）の経路図

- ・汚水及び雨水の敷地内・外における経路情報を、次の事項に留意の上、施設配置図等を用いて説明すること。
排水路、排水処理設備の設置場所及び水勾配を記載すること。
汚水、雨水の経路は色分けするなどして分かりやすく記載すること。

No.15 不動産登記法第14条規定の地図又は公図

- ・処理施設の設置場所、処理施設を設置する事業場・保管施設の位置を記載すること。
- ・法務局で取得できるものであること。
- ・本申請日以前3か月以内のものとする。こと。（コピー可）

No.16 土地、建屋の登記事項証明書

- ・「設置場所の地番、地目等」に記載した全ての土地について、添付すること。
- ・証明日は、本申請日以前3か月以内のものとする。こと。（コピー可）

No.17 土地、施設、建屋の使用承諾書等

- ・土地、施設及び建屋の所有権を有しない場合に、添付すること。（コピー可）
- ・進入路が私道等の場合には、進入路に係る書類も添付すること。

No.19 維持管理計画書

- ・維持管理計画書は、本県作成の「中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針」に基づいたものとする。こと。（作成にあたっては、共通基準だけでなく、個別基準についても記載すること。）

No.20～21 産業廃棄物の発生工程図、分析結果の証明書

- ・取り扱う産業廃棄物の分類が正しいかを判断するために添付するものであるため、発生工程が明らかなもの、一般的に分析の必要はないと判断されるものについては、省略して差し支えないこと。

No.23 申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ・本申請日以前3ヶ月以内のものとする。こと。（コピー可）
- ・新規申請については、現在事項全部証明書でも可。

No.24 施設設置・維持管理に関する技術的能力を説明する書類

- ・この書類としては、法第21条の技術管理者の設置状況を確認するものであり、（一財）日本環境衛生センターが交付する「技術管理士認定証」の写し等が該当する。

No.25～31 住民票、登記されていないことの証明書、株主等の登記事項証明書

- ・住民票は、本籍地（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものとする。こと。
- ・法務局が発行する登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しないことを証明するもの）を提出すること。
- ・登記されていないことの証明書に代えて、精神の機能の障害に関する医師の診断書等でも可。
- ・本申請日以前3ヶ月以内のものを提出すること。（コピー可）

No. 34～39、41 財務関係書類

・本書類は、原則として直前3年度分の納税証明書、確定申告書等を添付すること。（コピー可）

No. 40 資産調書

・決算書を作成している場合は、直近の決算書で代替可能であること。

No. 45 関係法令等に係る許可証等

・産業廃棄物処理施設の設置に係る主要な関係法令等は、付属書Aのとおりであり、各関係法令の必要手続の確認を行った年月日、確認先、手続の必要性の有無、手続の状況（終了、手続中など）を記載した一覧表を作成のうえ、手続が終了している場合は、それを証する書面のコピーを添付すること。

【注意事項②】

法第15条第1項の規定に基づく設置許可が必要な産業廃棄物処理施設（中間処理施設）は、次表のとおりです（令第7条）。許可申請書の「産業廃棄物処理施設の種類」欄に記載する施設の名称は、次表の「施設の種類」に記載の名称を記載してください。

＜法15条第1項に基づく設置許可対象施設（最終処分場を除く）の一覧＞

号	施設の種類	規模（いずれかに該当するもの）	
1	汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの	
2	汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）	10m ³ /日を超えるもの	
	汚泥の天日乾燥施設	100m ³ /日を超えるもの	
3	汚泥（PCB汚染物、PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	・5m ³ /日を超えるもの ・200kg/時 以上のもの ・火格子面積2m ² 以上のもの	
4	廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの	
5	廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設	・1m ³ /日を超えるもの ・200kg/時 以上のもの ・火格子面積2m ² 以上のもの	
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの	
7	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの	
8	廃プラスチック類（PCB汚染物、PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	・100kg/日を超えるもの ・火格子面積2m ² 以上のもの	
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日を超えるもの	
9	有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全ての施設	
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		
10の2	廃水銀の硫化施設		
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設		
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		
13の2	産業廃棄物の焼却施設（第3号、第5号、第8号及び第12号の焼却施設を除く。）		・200kg/時 以上のもの ・火格子面積2m ² 以上のもの

注) 上記施設一覧は、平成30年4月1日現在のものであり、法改正等により変更、追加されている場合がありますので、申請前には法律等を確認してください。

記載例

(関係)

(第1面)

産業廃棄物処理施設設置許可申請書		〇〇年〇月〇日
鳥取県知事 または 鳥取市長 様		
申請者		申請日は、申請窓口で記入します。
住所	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地	
氏名	鳥取〇〇株式会社	
	代表取締役 鳥〇 吉〇	
電話番号	0857-〇〇-〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
産業廃棄物処理施設の設置の場所	鳥取県鳥取市〇〇町〇番〇〇	
産業廃棄物処理施設の種類	木くずまたはがれきの破砕施設	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）	木くず 以上、1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等である物を除く。	
着工予定年月日	〇〇年〇月頃	
使用開始予定年月日	〇〇年〇月頃	
※許可の年月日		
※許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力	$128\text{t} / \text{日} (8)\text{時間}$ $\text{m}^3 / \text{時間}$ $16\text{t} / \text{時間}$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	
	・敷地内での施設の配置を図面により記載してください。	
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置	別紙のとおり
	産業廃棄物処理施設の処理方法	二軸剪断式
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	別紙のとおり
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	なし
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	該当なし
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	騒音	騒音：敷地境界線上において、最大60db 振動：敷地境界線上において、最大45db
	その他	別紙のとおり
※事務処理欄		

・法人は法人登記事項証明書、個人は住民票の写しのとおりに記載してください。

・処理施設を設置する予定の土地のみ（事務所、保管施設等の附帯設備のみの土地は記載しないでください。）を記載してください。
 ・土地の登記事項証明書に記載の所在・地番を記載してください。
 ・処理施設を複数の土地にまたがって設置する場合は、全ての土地について記載してください。（当該欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載の上、全ての土地について記載した別紙を添付してください。）

・付属書 B「設置許可対象施設一覧表」の「施設種類」を記載してください。

・「参考資料 産業廃棄物一覧表」に記載している産業廃棄物の種類を記載してください。（当該欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、取り扱う産業廃棄物を記載した別紙を添付してください。）
 ・取り扱う産業廃棄物に、限定がある場合は、括弧書きで取り扱えない産業廃棄物（又は取り扱うことのできる産業廃棄物）を記載してください。
 ○例がれき類（アスファルト廃材に限る。）、廃酸（シアンを含むものを除く。）
 ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載してください。

・中間処理施設の場合は、1時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらに乗じた1日当たりの処理能力を記載してください。
 ・稼働時間は8時間を基本とし、稼働時間が8時間を超える場合の1日の処理能力は1時間当たりの処理能力に実稼働時間に乗じた能力を、8時間未満の場合は8時間当たりの処理能力としてください。
 ・最終処分場の場合は、埋立処分する場所の面積及び埋立容量を記載してください。
 ・複数の産業廃棄物を取り扱う場合は、全ての産業廃棄物について、各品目毎に記載してください。（当該欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。）

・焼却施設であれば、ストーカ式、ロータリーキルン方式等の別を記載してください。

・当該欄は、「別紙のとおり」と記載し、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を添付してください。

・排ガスについては、排ガス量、処理方法、煙突の数、設置位置、高さ等を記載してください。
 ・排水については、排水量、処理方法、放流口の数、位置、放流先等を記載してください。
 ・設置位置、煙突高さ、放流先等は、図面等で判断できる場合は、当該欄に記載していただくなくても結構です。

・当該欄は、定常運転を行った際の設計計算値を記載してください。
 ・排ガス、放流水だけではなく、騒音、振動、悪臭についても、該当があれば、記載してください。
 ・生活環境影響調査結果書をもって記載していただいても結構です。（この場合は、「生活環境影響調査結果書のとおり」と記載してください。）

・その他、処理施設として、特記する内容がある場合は、記載してください。

記載例

(第2面)

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		騒音・振動：敷地境界線上において最大65dB	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		該当なし	
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		別添維持管理計画書のとおり	
△災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合)				
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分	委託処分
		処分方法		
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分	委託処分
		処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)				
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		搬入・搬出時間： 午前8時～午後6時 搬入・搬出方法： 4トントラックおよび10トントラックにて運搬 経路は、別紙のとおり		

・申請者として廃棄物処理施設に係る周辺的生活環境の保全を考慮したうえで、自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載してください。
 ・排ガス濃度、水質以外に、騒音、振動、悪臭についても、数値の設定をしている場合は、記載してください。

・自ら実施することとした排ガス、放流水の測定の頻度、箇所数などを記載してください。

・当該欄は、例えば施設の点検等に関することが該当します。
 ・「別紙維持管理計画書のとおり」として、別紙に記載しても結構です。(維持管理計画書は、本県作成の「中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針」に基づき作成してください。)

・焼却灰等の処分方法は、付属書 B「設置許可対象施設一覧表」の号欄の 3、5、8、10、12、13 の 2 の施設に該当する場合に記載してください。
 ・汚泥等の処分方法は、付属書 B「設置許可対象施設一覧表」の号欄の 4、6、11 の施設に該当する場合に記載してください。
 ・廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、付属書 B「設置許可対象施設一覧表」の号欄の 10 の 2 の施設に該当する場合に記載してください。
 ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、付属書 B「設置許可対象施設一覧表」の号欄の 11 の 2 の施設に該当する場合に記載してください。

・埋立方式、埋立順序、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立処分終了予定年月及び埋立処分の終了後に行う維持管理の内容等を記載してください。

・廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載してください。
 ・経路については、別紙として作成してください。なお、施設付近の見取り図に記載していただいても構いません。

・第 1 面、第 2 面の各記入欄について、申請施設では明らかに対象とならない欄は、記載しなくても構いません(空欄でもよい)が、それ以外の欄は必ず記載(「該当なし」の記載を含む)してください。

記載例

(第3面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住	所	
鳥取〇〇株式会社	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地		
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住	所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
鳥〇吉〇	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地	
	代表取締役	同上	
鳥〇子	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地	
	取締役	同上	
鳥〇男	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地	
	取締役	鳥取県鳥取市〇〇町〇丁目〇〇番地	
野〇家〇	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市〇〇町〇丁目〇〇番地	
	取締役	同上	
倉〇米〇	昭和〇年〇月〇日	鳥取県岩美郡〇〇町〇〇番地〇〇	
	監査役	鳥取県鳥取市西町〇丁目〇〇	

・ふりがなの記載漏れがないように注意してください。
 ・記載に当たっては、住民票、法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。
 ・当該欄に全て記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

(第4面)

発行済株式の総数				300株	出資の額		1,500万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 住	籍 所			
鳥〇吉〇	昭和〇年〇月〇日	120株 40%	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地 同上				
鳥〇子	昭和〇年〇月〇日	60株 20%	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地 同上				
〇〇株式会社		90株 30%	鳥取県鳥取市〇〇町〇〇番地〇〇				
令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)							
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所				
〇〇〇〇	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市〇〇町〇〇番地〇〇					
	〇〇支店長	同上					
<p>次に掲げるものの代表者がいる場合は、記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本店又は支店(商人以外の者は、主たる事務所又は従たる事務所) ・継続的に業務を行うことが出来る施設を有する場所で、廃棄物の収集、運搬、処分、再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの 							
備考							
1 *欄は記入しないこと。							
2 産業廃棄物処理施設の種類の別については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。							
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図							
4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。							
5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。							
6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。							
7 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第10号の2に掲げる施設に該当する場合に記入すること。							
8 廃石棉等又は石棉含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処理方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。							
9 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。							
10 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。							
11 都道府県知事が定める部数を提出すること。							
*手数料欄							

(第1面)

産業廃棄物処理施設変更許可申請書		〇〇年〇〇月〇〇日	
<p>鳥取県知事 または 鳥取市長 様</p> <p>申請者 住所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地 氏名 鳥取〇〇株式会社 代表取締役 鳥〇 吉〇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0857-00-0000</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>			
産業廃棄物処理施設の設置の場所	鳥取県鳥取市〇〇町〇〇番〇〇		
産業廃棄物処理施設の種類の	木くず又はがれき類の破碎施設		
許可の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
許可番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇 号		
変更の内容	<p>産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)</p> <p>変更なし</p> <p>・変更に該当する項目のみ記載し、変更のない項目については「変更なし」と記載してください。</p>		
	産業廃棄物処理施設の処理能力	<p>変更後</p> <p>$m^3/日()時間$ 100t /日(8)時間 $m^3/時間$ $t /時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3</p>	<p>変更前</p> <p>$m^3/日()時間$ 50t /日(8)時間 $m^3/時間$ $t /時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3</p>
	△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	<p>別紙のとおり</p> <p>・施設の位置は敷地内での施設の配置を図面により記載してください。 ・構造等については、平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を添付してください。</p>	
	△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	変更なし	
変更の理由	同一形式の破碎機の増設(1台)に伴う処理能力の増大		
着工予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
※許可の年月日	年 月 日		
※許可番号			
※事務処理欄			

・設置許可証に記載の情報を記載します。

・変更に該当する項目のみ記載し、変更のない項目については「変更なし」と記載してください。

・施設の位置は敷地内での施設の配置を図面により記載してください。
・構造等については、平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を添付してください。

(第2面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
とっとり△△△△がぶしきがいしゅ 鳥取〇〇株式会社	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地		
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
とり△△ よし△△ 鳥〇 吉〇	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地	
	代表取締役	同 上	
とり△△ △△こ 鳥〇 〇子	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地	
	取締役	同 上	
とり△△ △△お 鳥〇 〇男	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地	
	取締役	鳥取県鳥取市〇〇町〇丁目〇〇番地	
の△△ いえ△△ 野〇 家〇	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市〇〇町〇丁目〇〇番地	
	取締役	同 上	
くら△△ おお△△ 倉〇 米〇	昭和〇年〇月〇日	鳥取県岩美郡〇〇町〇〇番地〇〇	
	監査役	鳥取県鳥取市西町〇丁目〇〇番地	

- ふりがなの記載漏れがないように注意してください。
- 記載に当たっては、住民票、法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 当該欄に全て記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	300株		出資の額	1,500万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又 は出資の金額	本	籍
		割	住	所
鳥〇 吉〇	昭和〇年〇 月〇日	120株 40%	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地	同上
鳥〇 〇子	昭和〇年〇 月〇日	60株 20%	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地	同上
△△△△がぶしまがいし ◇◇株式会社		90株 30%	鳥取県鳥取市〇〇町〇〇番地	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
△△△△ △△△△ 〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市〇〇町〇〇番地	
	◇◇支店長	同上	

次に掲げるものの代表者がいる場合は、記載してください。

- ・本店又は支店(商人以外の者は、主たる事務所又は従たる事務所)
- ・継続的に業務を行うことが出来る施設を有する場所で、廃棄物の収集、運搬、処分、再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1 設置（事業）目的

現在、建設工事業者から委託を受け、焼却処理している木くずについて、新たに設置した木くずの破碎施設により破碎し、破碎後の木くずチップを製紙原料として製紙会社に販売し、最終処分量を減少する。

・申請する事業の目的について、簡潔明瞭に記載してください。

2 設置場所の概要

(1) 設置場所の地名地番

鳥取市〇〇町〇〇 外2筆

・施設を設置する場所について記載し、その他の土地は「外〇筆」と記載してください。

(2) 土地規制

市街化調整区域

(3) 土地の現況

産業廃棄物処理施設

(4) 開発区域面積 - m²

新たな開発なし

・今回の申請に伴って新たに都市計画法に基づく開発を行った場合は、開発を行った面積を、記載してください。
・特に開発をしていない場合は、「新たな開発なし」と記載してください。

(5) 建築物の有無 (有)

No.	建築場所の地名地番	建築面積	新設・既設の別	主な用途
	鳥取市〇〇町〇〇	200 m ²	新設	破碎施設設置建屋
	鳥取市〇〇町〇〇	200 m ²	既設	焼却施設設置建屋
	鳥取市〇〇町〇〇	200 m ²	既設	保管施設
	鳥取市〇〇町〇〇	35 m ²	既設	管理事務所

注) No.は、施設の配置図等と整合を図ること。

3 中間処理後の廃棄物の処理方法・埋立終了後の跡地利用

- ・破碎した木くずは、製紙原料として、製紙会社へ販売する。
- ・リサイクル不適物は、自社焼却炉にて、焼却処理する。
- ・選別した金属くずは、リサイクル原料として販売する。

4 申請者の概要

(1) 資本金

2,000万円

(2) 業務内容 (産業廃棄物処理業以外のものも含む)

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業

(3) 従業員数、新規雇用従業員数及びその確保方法

従業員数:22名(役員を除く。)

新規雇用従業員数:2名採用済

(4) 申請手続き担当者

総務部総務課 ○○ ○○

5 その他 参考事項

・処理前の木くずの保管は、焼却施設の保管施設と兼ねる。

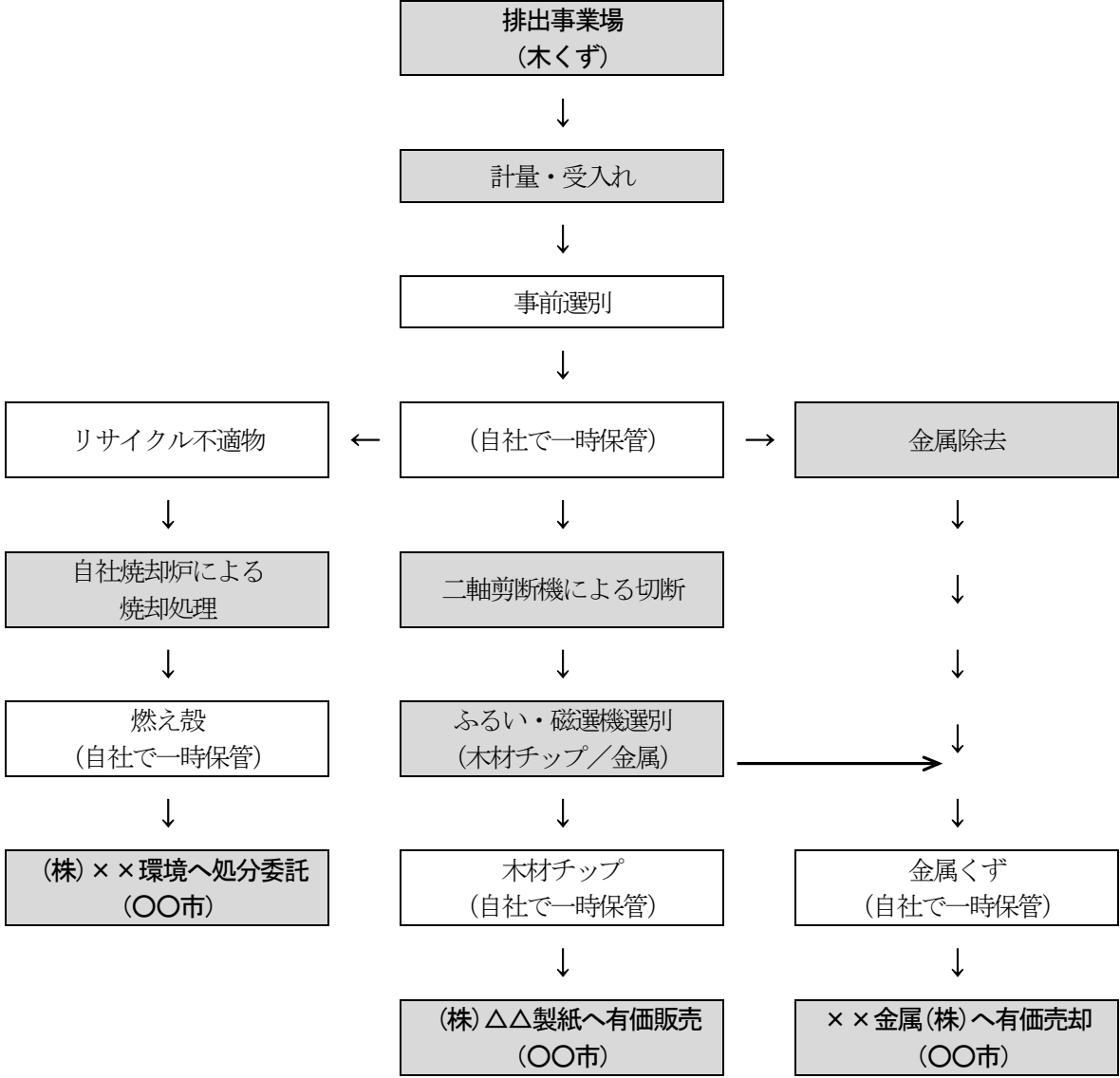
・現在所有している産業廃棄物処理に関する許可の概要等を説明します。

・他の産業廃棄物処理に関する許可情報

処分業	施設種類:木くずの焼却施設 設置場所:鳥取市○○町○○ 処理能力:2.4t/日 許可番号:○○○○○ 設置年月日:○○年○○月○○日
	施設種類:がれきの破碎施設 設置場所:鳥取市○○町○○ 処理能力:10t/日 許可番号:○○○○○ 設置年月日:○○年○○月○○日
収集・運搬業	区 分:産業廃棄物 許可品目:がれき類、木くず 許可番号:○○○○○ 許可年月日:○○年○○月○○日

• 処理工程図の一例です。
• 処理施設における処理工程に段階がある場合は、その内容も記載したものとしてください。
• 廃棄物の2次処理を他者へ委託する場合は、その委託先についても記載してください。

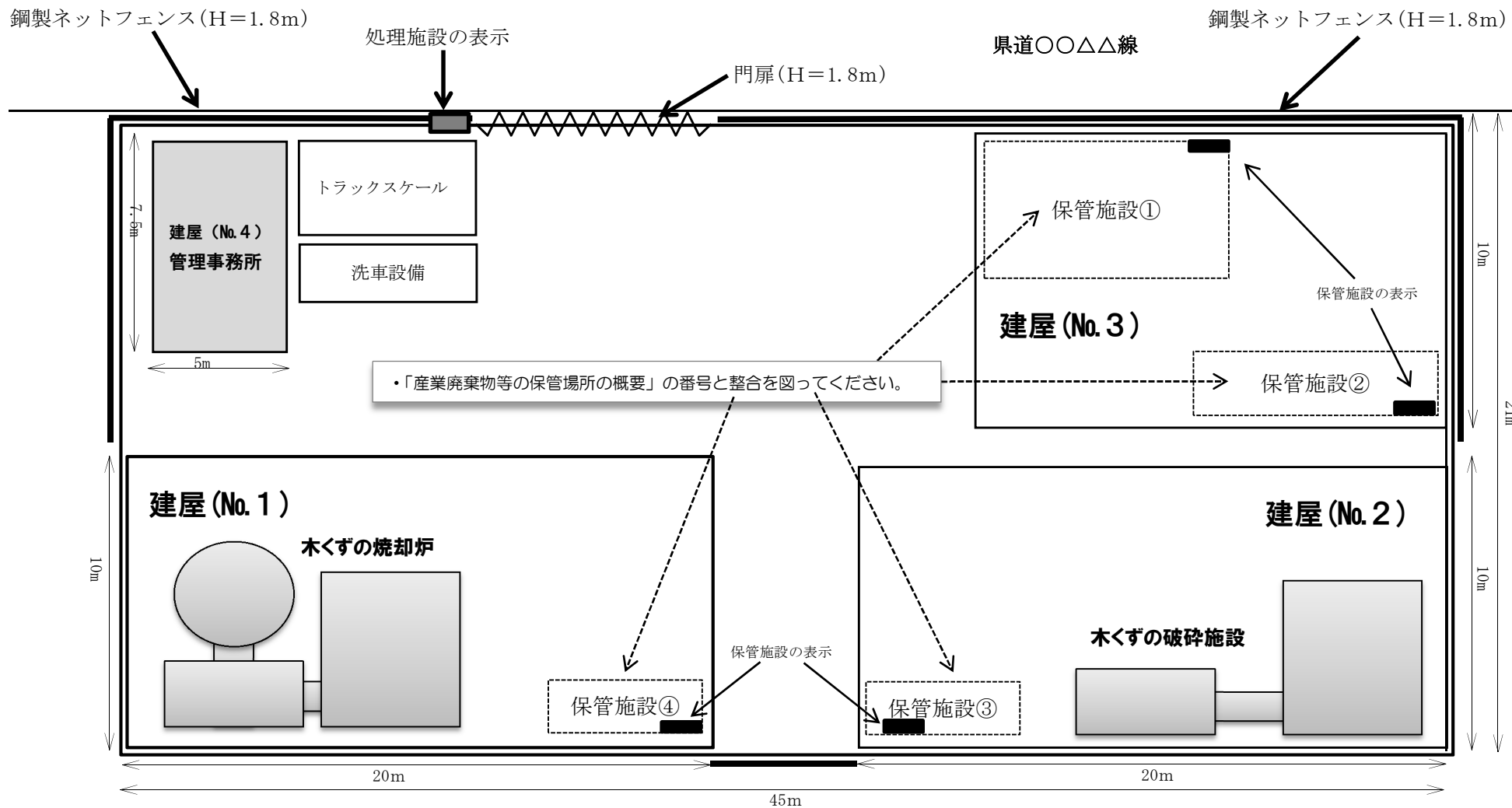
木くず／処理工程図



作成例

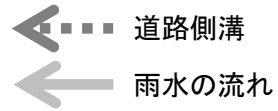
施設配置図 (S=1:200)

- 土地の公図に記載した施設の位置と整合を取って下さい。
- 排水経路が必要な場合は、これと同じ図面を用意して、水の流れを矢印で追記すれば便利です。(次ページ参照)



※保管施設がしきり等により区画されていないときは、区画の明示方法を記入してください。(例:保管施設は白線引きにより区画する。)

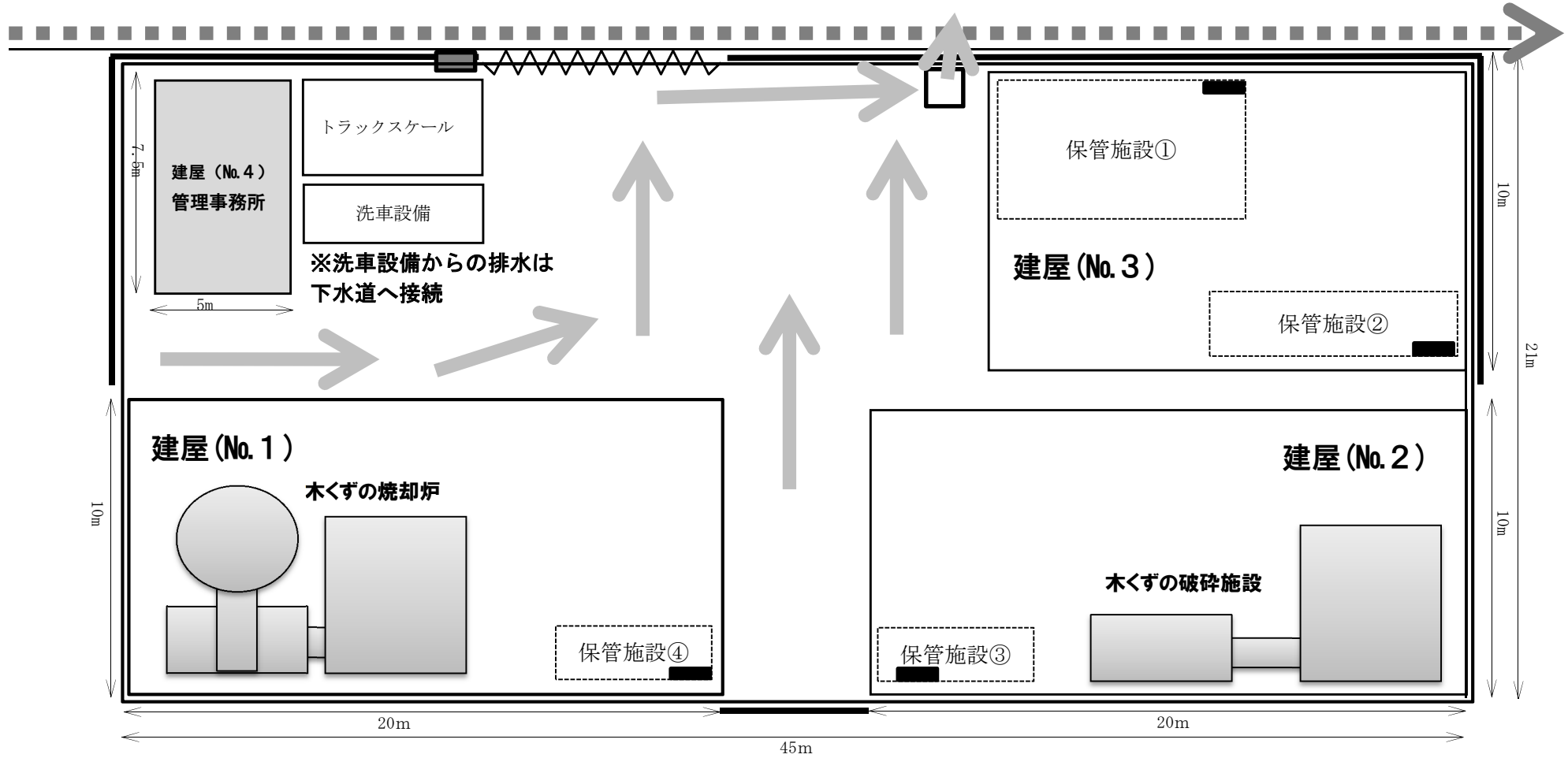
排水（汚水・雨水）の経路図 (S=1:200)



※洗車設備からの排水は下水道へ接続



県道〇〇△△線



施設の表示内容

中間処理施設の表示

名称は、破碎施設、脱水施設、乾燥施設等の施設の名称を記載してください。

産業廃棄物の中間処理施設 (名称: 破碎施設)				15 cm	↑ 105 cm ↓
産業廃棄物の種類	木くず	処理能力	128 t/日	15 cm	
許可年月日	(許可の内容を記載)	許可番号	(許可の内容を記載)	15 cm	
処理業者名	鳥取〇〇株式会社			15 cm	
施設の住所	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地			15 cm	
管理者氏名	鳥取〇〇株式会社	連絡先	0857 00-0000	15 cm	
処理責任者名	〇〇 〇〇			15 cm	
50 cm		50 cm		25 cm	
←----- 150cm ----->					

許可年月日、許可番号は、申請書提出時は空欄で構いません。(実際に設置される場合は、設置許可証に記載の内容を記載してください。)

技術管理者名を記載してください。

排出事業者が設置する場合は、設置者名とし、自家用であることを記載してください。

保管施設の表示

産業廃棄物の保管施設				20 cm	↑ 100 cm ↓
産業廃棄物の種類	木くず			20 cm	
保管量	108m³	保管の最高高さ	3m	20 cm	
施設の住所	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地			20 cm	
管理者氏名	鳥取〇〇株式会社	連絡先	0857 00-0000	20 cm	
50 cm		50 cm		50 cm	
←----- 150 cm ----->					

屋外の容器による保管又は屋内保管の場合は、「保管の最高高さ」欄は削除して差し支えありません。

産業廃棄物等の保管場所の概要

【1 処理前の産業廃棄物の保管場所】

No.	①	②
産業廃棄物の種類	木くず	木くず
保管場所（地名地番）	鳥取市〇〇町〇〇	鳥取市〇〇町〇〇
構造	建屋(No.3)内	建屋(No.3)内
保管能力	60 t \rightarrow m ³	48 t \rightarrow m ³
保管面積	60 m ²	48 m ²
積上げ最高高さ	3 m	3 m
飛散、流出、地下浸透悪臭等防止措置	床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管	床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管

注1) 保管場所の図面（平面図、立面図、断面図）、保管能力の根拠書類（計算書）を添付すること。

注2) No.は、施設の配置図、保管場所の図面等の整合を図ること。

注3) 積上げ最高高さの表示は、屋外において容器を用いずに保管する場合に限る

- ・単位の別を選択します。（トン・m³）
- ・ワープロ作成の場合は、いずれかの不要単位を削除します。

【2 処理後の残さの保管場所】

No.	③	④
産業廃棄物の種類	木くずチップ	燃え殻
保管場所（地名地番）	鳥取市〇〇町〇〇	鳥取市〇〇町〇〇
構造	建屋(No.2)内	建屋(No.1)にて 鉄製コンテナによる保管
保管能力	40 t \rightarrow m ³	18 t \rightarrow m ³
保管面積	40 m ²	12 m ²
積上げ最高高さ	3 m	- m
飛散、流出、地下浸透、悪臭等防止措置	床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管	床面鉄筋コンクリート 建屋内コンテナ保管

注1) 保管場所の図面（平面図、立面図、断面図）、保管能力の根拠書類（計算書）を添付すること。

注2) No.は、施設の配置図、保管場所の図面等の整合を図ること。

注3) 積上げ最高高さの表示は、屋外において容器を用いずに保管する場合に限る

- ・施設で区分けしている全ての保管場所について記載します。
- ・保管場所等が多く1枚に記載しきれない場合は、適宜当該様式を増やして説明してください。

設置場所の地番、地目等

区分	施設の所在地				地目	公簿積 面積	実測積 面積	所有者の住所及び氏名	
	市町村	大字	字	地番					
事業場	施設	鳥取市	〇〇町		8番	雑種地	450m ²	450m ²	鳥取市東町〇丁目〇〇番地 鳥取〇〇株式会社
		鳥取市	〇〇町		9番	雑種地	50m ²	50m ²	鳥取市東町〇丁目〇〇番地 鳥取〇〇株式会社
						m ²	m ²		
	鳥取市	〇〇町		〇〇	宅地	300m ²	300m ²	鳥取市東町〇丁目〇〇番地 鳥取〇〇株式会社	
	鳥取市	〇〇町		10番	雑種地	200m ²	200m ²	鳥取市〇〇10番地〇〇 〇△ ◇□	
						m ²	m ²		
						m ²	m ²		
計						1,000m ²	1,000m ²		

備考 不動産登記法第14条規定の地図又は公図並びに登録簿謄本及び設置者が当該土地の所有権を有しない場合には、設置者が当該土地を使用する権限を有することを証する書類を添付すること

- 記載に当たっては、土地の登記事項証明書に記載の住所・地番・地目を記載してください。
- 土地の公図に記載した施設の位置と整合を取ってください。
- 複数の土地にまたがって施設を設置する場合は、全ての土地について記載し、記載できない場合は、当該欄を増やすなどして記載してください。

上欄には許可申請する処理施設を設置する場所のみを記載し、下欄には保管施設等の附帯施設を記載してください。

生活環境影響調査書

1 事業者名 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地
鳥取〇〇株式会社 代表取締役 鳥〇 吉〇

2 施設の概要

- (1) 施設の種類 木くず又はがれき類の破碎施設
 (2) 施設の能力 128トン/日 (16トン/時間×8時間/日)
 (3) 施設の設置場所 鳥取県鳥取市〇〇町〇〇番〇〇
 (4) 処理する廃棄物の種類 木くず
 (5) 搬入出方法 1日 4トントラック・10トントラック各1台
 処理後の木くずチップは、1日2回10トントラックで搬出
 (6) 保管施設の位置 別添配置図のとおり

3 調査項目の選定

(1) 選定・非選定理由

調査事項	生活環境要因	生活環境調査項目	選定・非選定の別	理由
大気環境	廃棄物の運搬 車両の走行	NO2	×	運搬車両の通行台数が、1日4台程度であるのに対し、周辺の道路の交通量は、1日500台以上であり、影響がほとんどないため、予測・調査は行わない。
		SPM	×	
		騒音レベル	×	
		振動レベル	×	
	施設の稼働	粉じん	○	破碎施設は建屋内に設置し、粉じん防止用散水装置、集じん装置を設置し、粉じんの飛散防止を図ることとしているが、投入口からわずかながら粉じんが飛散すると考えられることから、調査を実施する。
		騒音レベル	○	破碎施設の稼働に伴い、騒音、振動による影響が懸念されることから、調査を実施する。
		振動レベル	○	
施設からの 悪臭の漏洩	特定悪臭物質濃度、臭気指数 (臭気濃度)	×	処理する廃棄物は木くずであり、特定悪臭物質を発生させる原因物質は含まれていないと考えられ、生活環境に影響を及ぼすことは非常に小さいことから、予測・調査は行わない。	
水環境	施設排水の排出	BOD、SS	×	次の理由から調査は行わない。 ・破碎施設、保管施設とも建屋内に設置し、雨の影響はなく、取り扱う廃棄物からの汚水の発生もないこと ・施設内の清掃等(清掃は、週1回程度)による排水は、排水溝を通じてピットに貯留し、粉じん防止の散水に利用するため、場外への排出はない。 ・粉じん防止用の散水は、廃棄物を湿らす程度で、わずかな量であり、また万一排水が出たとしても、排水溝を通じてピットに貯留し、再度散水に利用するため、場外への排出はない。 ・排水の地下浸透はない。

(2) 調査実施項目の一覧表

調査事項	生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	粉じん			○	
		二酸化硫黄 (SO ₂)				
		二酸化窒素 (NO ₂)				
		浮遊粒子状物質 (SPM)				
		塩化水素				
		ダイオキシン類				
		その他必要な項目				
	騒音	騒音レベル			○	
	振動	振動レベル			○	
	悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気濃度				
水環境	水質	BOD 又は COD				
		浮遊物質 (SS)				
		その他必要な項目				
	地下水	地下水の流れ				

4 生活環境影響調査項目の現況及びその把握方法

調査実施項目について、参考となる既存の文献、資料はないことから、現地調査により現況を把握しました。

調査対象地域は、施設の種別を踏まえ、施設設置場所から半径 200 メートルとしました。

また、直近の民家は、施設から直線距離で 500 メートル離れており、施設稼働に伴う影響はないと考えられますが、当該民家の敷地境界線（施設側 1 地点）における現況も参考に調査しました。

調査地点は、図 1 のとおりであり、調査結果は、表 1 のとおりです。

5 影響の程度を予測するために把握した自然的条件及び社会的条件の現況及びその把握方法

現況の把握は、既存の文献、資料及び現地調査により行いました。

調査項目（粉じん、騒音、振動）に係る現況調査結果は、表 2 のとおりです。

把握した自然的条件及び社会的条件は、次のとおりであり、調査結果は、表 3 のとおりです。

	調査事項	自然的条件・社会的条件
大気	大気質	気象、土地利用、人家等及び主要な発生源
環境	騒音・振動	土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源

6 施設の設置により予測される生活環境調査項目に係る変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲並びにその予測方法

各調査項目の予測は、次のとおり行い、予測対象時期は、施設の稼働による影響が最大となる作業時としました。

予測範囲は、現況の把握と同様に考え、施設設置場所から半径 200 メートル及び直近民家の敷地境界線（施設側 1 地点）としました。（調査地点は、図 1 のとおり）

予測結果は、表 4 のとおりです。

	調査項目	予測方法
大気環境	大気質	大気拡散式（プルーム式）を用いた大気質濃度を予測する方法
	騒音	距離減衰式、防音壁による透過損失・回折を用いて騒音の大きさ（騒音レベルの 90%レンジの上端値、等価騒音レベル）を予測する方法
	振動	距離減衰式を用いて振動の大きさ（振動レベルの 80%レンジの上端値）を予測する方法

※予測に当たっては、メーカーが測定しているデータを用いました。

7 施設の設置による周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度の分析結果

生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び生活環境の保全上の目標（環境保全目標値）を考慮しながら分析したところ、いずれの調査項目においても施設稼働に伴い環境保全目標値を上回る地点はなく、また直近民家における予測値が現況より大幅に増大することはないことから、生活環境に与える影響はほとんどないと評価します。

なお、生活環境に与える影響はほとんどないと評価しておりますが、施設の老朽化等に伴い施設周辺の生活環境への影響が増大することも想定されることから、施設稼働後は1年に6回、施設設置場所の敷地境界線上において騒音、振動の調査を行い、環境保全目標値の順守状況を確認し、施設の修繕等が必要な場合は修繕等を行うこととします。

	項目	環境保全目標値
大気環境	大気質 (降下ばいじん)	施設設置予定地の敷地境界線上及び直近民家の敷地境界線上において、月間値の年平均値が 10t/km ² /月以下であり、かつ月間値が 20t/km ² /月以下であること。
	騒音	施設設置予定地の敷地境界線上における騒音レベル (L ₅) が 65dB 以下であること。 直近民家の敷地境界線上における騒音レベル (Leq) が 55dB 以下であること。
	振動	施設設置予定地の敷地境界線上における振動レベルが 65dB 以下であること。直近民家の敷地境界線上における振動レベルが 55dB 以下であること。

- 調査及び調査書の作成に当たっては、本県の「廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」に従うこと。
- また、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（H18.9 環境省廃棄物・リサイクル対策部）又は付属書B「生活環境影響調査項目等一覧」を参考にしてください。
- この作成例は、あくまでも一例として生活環境影響調査書の概要を示したものであり、このとおりに作成しなくても構いませんが、法施行規則第 11 条の 2 に規定される項目が含まれている必要があります。

なお、生活環境影響調査書は、施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見を述べる際の基礎的な情報となるものであるため、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料については、その出典を明らかにしてください。

- 二以上の処理施設を設置する場合（既存の施設がある場合は、既存施設を含めたもの）は、これらの施設について併せた調査をしてください。

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

鳥取県知事 または 鳥取市長 様

○年○月○日

申請者

住所 **鳥取県鳥取市東町○丁目○○番地**

氏名 **鳥取○○株式会社**

代表取締役 鳥○ 吉○

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

事業の開始に要する資金総額及び資金調達計画

中間処理施設の場合の記載例

(○年○月○日現在)

区 分		金 額	積 算 根 拠
事業開始資金総額	施設整備資金	80,000,000 円	<ul style="list-style-type: none"> 施設1基 ¥75,000,000 附帯工事一式 ¥5,000,000
	運転資金	4,000,000 円	(事業開始年度6か月分を見込む) <ul style="list-style-type: none"> 事務所管理費 ¥1,000,000 営業費 ¥3,000,000
	安全対策費	500,000 円	・損害賠償保険の保険料等
	その他必要資金	500,000 円	・その他雑費等
	計	85,000,000 円	

・各々、見積書等があれば、添付してください。

・本格操業までの必要資金として、その積算した期間等も明示してください。

・記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

資金の種類		金 額	借入金調達先 (金融期間等)	借入条件 (金利、償還期間、担保 (人・者) 等)	
資金調達計画	自己資金	5,000,000 円			
	借入金	施設整備資金	80,000,000 円	国民金融公庫	年 5.0% 10 年返済
		資金	円		
		資金	円		
	その他金	資金	円		
		資金	円		
		資金	円		
計	85,000,000 円				

備考 金融機関からの借入金の融資が決定されている場合は、その貸付決定書等の書類の写しを添付のこと。

事業の開始資金の調達方法が借入金である場合に添付してください。

借 入 金 償 還 計 画

当該事業開始年度における借入金残高 **0 円**

当該事業開始に必要な借入金合計額 **20,000,000 円**

当該事業開始年度借入金合計額 **20,000,000 円 (〇〇年〇〇月〇〇日現在)**

・「当該事業開始に必要な借入金合計額」を含まない額としてください。
 ・当該事業開始年度に、事業開始用借入金以外に別途借入金がある場合は、こちらに含めてください。

・「事業の開始に要する資金総額及び資金調達計画」に記載の借入金と整合を図ってください。

・上記の二項目を合計した金額を記載してください。

(単位: **千 円**)

年度		前年度	当該年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	年度
区分									
	借入金残高	4,000	20,000	16,000	・年度当初の借入金額を記載してください。				・記載する金額は単位を必ず記載してください。
	償還金	4,000	4,000	4,000	・当該年度内における償還金を記載してください。				
上記に対する財源	当期利益	2,800	4,100	5,700	・上記償還金に対する財源を記載してください。 ・当期利益、減価償却費以外に財源がある場合は、空欄にその内容、金額を記載してください。				
	減価償却費	1,400	1,400	1,500					
	計	4,200	5,500	7,200					

記載例

資産に関する調書(個人用)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券	(株)○×の株式	1,000株	1,000
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	3台	3,000
その 他			
資 産 計			39,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その 他			
負 債 計			19,500

直近の決算において、債務超過または3期連続の赤字がある場合のみに作成・提出します。

記載例

経 営 再 建 計 画 書

1 財務改善計画

(1) 負債・純資産内訳 (〇〇年3月31日現在)

(単位:千円)

	科 目	残 高	個 別 内 容
固定負債	長期借入金	80,000	〇〇銀行〇〇支店
流動負債	短期借入金	10,000	〇〇銀行〇〇支店
	買掛金	5,000	
	支払手形等	3,430	支払手形3,000、預り金400、未払金30
負債合計		98,430	
純資産	資本金	10,000	
	積立金等	5,000	法定準備金2,500、退職手当積立金2,500
	未処分利益	△30,000	
純資産合計		△15,000	

繰越欠損がある場合には、マイナス表記(△)をしてください。

* 計画時点の貸借対照表、融資関係書類(写)等を添付する。

(2) 返済等改善計画

(単位:千円)

年 度		直近決算	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	
負債の部	固定負債残高	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	
	流動負債残高	18,430	15,000	13,000	3,000	3,000	3,000	
	計	98,430	85,000	73,000	53,000	43,000	33,000	
	増減内訳	返済額		△13,430	△12,000	△20,000	△10,000	△10,000
		債務免除						
その他								
純資産の部	資本金	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000	
	積立金等	5,000	5,000	5,000	7,500	7,500	7,500	
	未処分利益	△30,000	△39,000	△36,600	△32,100	△22,500	△9,300	
	計	△15,000	△24,000	△21,600	△4,600	5,000	18,200	
	増減内訳	増資等				10,000		
		当期利益		△9,000	2,400	4,500	9,600	13,200
その他					2,500			

前年数値との増減の内訳を記入してください。借入金の返済や債務免除などはマイナス表記(△)をしてください。

次ページの「収支改善計画」中の当期利益と同額を記入して下さい。

5年後までに債務超過の状態や単年度の最終赤字解消される計画であることが必要です。

2 収支改善計画

(単位:千円)

年 度		直近決算	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年
収 入	売 上 高 (A)	80,000	85,000	90,000	100,000	110,000	120,000
	営業外収入等 (B)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	計 (C) = (A) + (B)	85,000	90,000	95,000	105,000	115,000	125,000
支 出	経 費 (D)	80,000	89,000	81,000	85,000	89,000	93,000
	販売原価	20,000	23,000	26,000	29,000	32,000	35,000
	一般管理費	60,000	66,000	55,000	56,000	57,000	58,000
	営業外費用等 (E)	10,000	10,000	10,000	12,500	10,000	10,000
	計 (F) + (D) + (E)	90,000	99,000	91,000	97,500	99,000	103,000
税引前当期利益 (C) - (F)		△5,000	△9,000	4,000	7,500	16,000	22,000
当期利益		△5,000	△9,000	2,400	4,500	9,600	13,200

- * 営業外収入等、営業外費用等には特別利益、特別損失をそれぞれ含むこと。
- * 積算根拠を添付すること

当期利益は、税引前当期利益×0.6で算出してください。(赤字の場合は税引前当期利益と同額)
5年後まで単年度の最終赤字が解消される計画であることが必要です。

3 事業運営に当たっての自助努力、効率化等計画
 (人員削減、営業所の統廃合、分社化等具体的に記載する。)

- (1) 事業全般に関するもの
 - ①人員削減等による一般管理費の削減
 - ②増資による運転資金の確保
 - ③借入金の圧縮
- (2) 産業廃棄物処理業に関するもの
 - ①新規取引先の開拓による売上の増加
 - ②配車計画の効率化等による原価の増加抑制

4 経営改善に当たって、金融機関、取引先等からの支援策

支援企業等名	支 援 の 内 容 、 条 件 等
(株)〇〇産業	出資による経営支援(〇〇年 10,000千円)
	融資・出資等の場合は具体的な時期、金額、利率等の条件(予定・見込みでも可)を記入してください。

- *注 取引先等との間で、支援に関する覚書等があれば写しを添付する。
- *備考: これに代わる関係書類があり、具体性があればそのもので差し支えない。

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出事項・必要書類一覧

書類	変更事項	氏名 (個人)	名称 (法人)	住所		代表者 の氏名	法定代 理人	役員 (法人)	株主等 (法人)	使用人	産業廃 棄物の種 類※1	処理 能力 ※1	施設の位 置、構造 等※1	維持管 理計画 ※1	焼却灰 又は汚 泥等の処 分方法 ※2、※3	埋立処 分の計 画・災害 防止計 画※4	搬入・搬 出時間 及びその 方法	着工予定 年月日・ 使用開始 年月日
				個人	法人													
軽微変更等届出書		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
処理工程図（中間処理施設）											○※5	○※5	○※5		○			
排ガス、排水の処理方法に係る処理 系統図											○※5	○※5	○※5		○			
施設の設計計算書											○※5	○※5	○※5		○			
排ガスの量・性状、処理水の水量・ 水質の根拠書類											○※5	○※5	○※5					
施設周囲の地形、地質及び地下水の 状況を明らかにする書類・図面（最 終処分場）											○※5	○※5	○※5					
施設の配置図											○※5	○※5	○※5					
施設の平面図等											○※5	○※5	○※5					
施設の表示の内容を記載した書類											○※5	○※5	○※5					
産業廃棄物等の保管場所の概要											○※5	○※5	○※5					
設置場所の地番、地目等											○※5	○※5	○※5					
不動産登記法第 14 条規定の地図、公 図(コピー可)											○※5	○※5	○※5					
土地・建屋の登記事項証明書(コピ ー可)											○※5	○※5	○※5					
施設・土地の使用承諾書(コピー可)											○※5	○※5	○※5					
維持管理計画書											○※5	○※5	○※5	○	○※5			
法人の履歴事項全部証明書(コピー 可)			○		○													
定款、寄附行為			○															
権限確認書類									○									
住民票(コピー可)		○		○	○	○	○	○	○									
登記事項証明書(コピー可)		○			○	○	○	○	○									
手続条例が適用されないことを説明 する書類(条例手続を経ない場合※ 6)											○	○	○	○	○	○	○	
許可証		○	○	○	○						○※7	○※7	○※7					

※1:変更許可が不要な変更の場合

※2:焼却灰等の処分方法…焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理、汚泥のばい焼施設、廃水銀等の硫化施設、PCBの分解施設の場合

※3:汚泥等の処分方法…廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、シアン化合物の分解施設の場合

※4:最終処分場の場合

※5:変更のない書類については省略可能ですが、省略書類の一覧(変更ない旨明記)を添付してください。(参考様式1)

※6:手続条例施行規則第3条の各号のいずれにも該当しないことを説明する書類(参考様式2)

※7:許可証の記載事項を変更した場合

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書		〇〇年〇〇月〇〇日
<p>鳥取県知事 または 鳥取市長 様</p>		
<p>届出者 住 所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地 氏 名 鳥取〇〇株式会社 代表取締役 鳥〇 吉〇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0857-00-0000</p>		
<p>・設置(変更)許可証に記載の情報を記載します。</p>		
<p>産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>		
産業廃棄物処理施設の設置の場所	鳥取県鳥取市〇〇町〇〇番〇〇	
産業廃棄物処理施設の種類	木くず又はがれき類の破碎施設	
許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇〇〇〇〇〇 号	
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△規則第12条の10に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)	
	規則第12条の10第6号に掲げる事項	
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	
	(ふりがな) 名 称	住 所
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人か法人である場合の当該法人の役員含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更	
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 本 籍 役職名・呼称 住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日	
※事務処理欄		
<p>備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「規則第12条の10第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>		

- ・ふりがなの記載漏れがないように注意してください。
- ・記載に当たっては、住民票、法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。
- ・当該欄に全て記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

■一部の添付書類を省略して申請する場合の留意点

変更許可に係る申請時や軽微変更届にあつては、一部の書類を省略することができます。

その際には「省略する添付書類の標題」と「省略の理由」を記載した書面を添えて申請願います。参考様式と記載例を次ページに示します。他県申請で同類の書類があればそれを活用しても差し支えありません。

省略する添付書類一覧（施設設置許可関係）

- ・最左欄の省略する書類分類に「○」を付与して示します。
- ・右欄に省略非該当の書類がある場合は、「書類標題を削除（ワープロ作成の場合）する」もしくは「取り消し線を加筆する」のどちらかで示してください。

申請者
氏名

下表に○印のある書類については、次の事由により省略します。

1 省略する添付書類

○は省略	書類分類	書類内容 <small>非該当書類名を削除するか、非該当書類に取り消し線の加筆をした上で、省略する書類を示してください。</small>
○	1	【施設関係】 <input type="checkbox"/> 処理工程図（中間処理施設のみ） <input checked="" type="checkbox"/> 排ガス、排水の処理方法に係る処理系統図 <input type="checkbox"/> 排ガスの量・性状、処理水の水量・水質の根拠書類 <input type="checkbox"/> 排水（汚水・雨水）の経路図 <input type="checkbox"/> 施設の表示の内容を記載した書類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物等の保管場所の概要
	2	【土地関係】 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第14条規定の地図又は公図 <input type="checkbox"/> 土地、建屋の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 土地、施設、建屋の使用承諾書
	3	【アセス・維持管理】 <input type="checkbox"/> 維持管理計画書 <input type="checkbox"/> 生活環境の保全上支障がないことの確認結果（条例に基づく生活環境影響調査結果書等）
	4	【発生工程図】 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の発生工程図 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の分析結果の証明書
	5	【会社関係】 <input type="checkbox"/> 定款、寄附行為 <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
○	6	【住民票等】 <input type="checkbox"/> 関係者（申請者、役員、株主、使用人ほか）の住民票及び各者の登記事項証明書 … <input type="checkbox"/> 株主が法人の場合は、その法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書
	7	【財務関係】 <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表
	8	【関係法令】 <input type="checkbox"/> 関係法令等に係る許可証等

・該当する事由内容を選択し、当てはまる書類分類番号に「○」印を付与して示します。または、「書類分類番号を削除（ワープロ作成の場合）する」もしくは「取り消し線を加筆する」の方法でも結構です。

2 省略する事由

該当する書類分類※	事由内容	備考
① 2・3・4・5・8	前回の提出内容と変更がないため	
5・7 ⑥	先行許可証を提出したため	
5・7	有価証券報告書を提出したため	

※該当番号に「○」を付けるか、非該当番号を削除もしくは非該当番号に取り消し線の加筆をして示してください。

参考様式2：手続条例施行規則第3条の各号のいずれにも該当しないことを説明する書類の記載例（任意様式）
 ・変更届の必要書類一覧にある「手続き条例が適用されないことを説明する書類」の推奨書類です。

手続条例が適用されないことを説明する書類


申請者

住所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地

氏名 鳥取〇〇株式会社
 代表取締役 鳥〇 吉〇

このたびの変更については、下記のとおり鳥取県（鳥取市）廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則第3条の各号のいずれにも該当しません。

記

項目	該当の有無
(1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力又は無害化処理実証試験施設に係る条例第5条第1項の事業計画書に記載した処理能力(以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの	無し 施設の 処理能力は 変わらない
(2) 産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設(以下「積替え保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの	無し 保管上限の 5%の増大となる 
(3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)	無し
(4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う承継等(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)	無し
(5) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)、一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設(当該施設の新設又は変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けていないものに限る。)又は無害化処理実証試験施設の更新	無し

・特記コメント、説明があれば記載します。

産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請用チェックシート

No.	確認欄	内 容
1	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物処理施設設置許可申請書
	<input type="checkbox"/>	(1) 申請者
	<input type="checkbox"/>	・氏名・住所が住民票（法人は、登記事項証明書）の内容と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
	<input type="checkbox"/>	・土地の登記事項証明書に記載の所在、地番の内容と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	(3) 産業廃棄物処理施設の種類
	<input type="checkbox"/>	・廃棄物処理法施行令第 7 条に規定された名称が記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
	<input type="checkbox"/>	(5) 着工予定年月日
	<input type="checkbox"/>	(6) 使用開始予定年月日
	<input type="checkbox"/>	(7) 産業廃棄物処理施設の処理能力
	<input type="checkbox"/>	・1 時間当たりの処理能力、稼働時間、これらに乗じて得た 1 日当たりの処理能力が記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	・取り扱う産業廃棄物の各品目ごとに記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・最大処理能力が記載してあるか。
	<input type="checkbox"/>	・施設の設計計算書の内容と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	(8) 産業廃棄物処理施設の位置
	<input type="checkbox"/>	(9) 産業廃棄物処理施設の処理方式
	<input type="checkbox"/>	(10) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備
	<input type="checkbox"/>	(11) 処理に伴い発生する排ガス及び排水の量、処理方法
	<input type="checkbox"/>	(12) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
	<input type="checkbox"/>	・定常運転を行った際の設計計算値が記載してあるか。
	<input type="checkbox"/>	・騒音、振動、悪臭等についても、記載があるか。
	<input type="checkbox"/>	(13) その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項
	<input type="checkbox"/>	(14) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
	<input type="checkbox"/>	・騒音、振動、悪臭等についても、記載があるか。
	<input type="checkbox"/>	(15) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
	<input type="checkbox"/>	(16) その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
	<input type="checkbox"/>	(17) 災害防止のための計画（最終処分場）
	<input type="checkbox"/>	(18) 汚泥等又は焼却灰等の処分方法
	<input type="checkbox"/>	・処分先の業者の許可品目と委託しようとする品目に整合性はあるか。
	<input type="checkbox"/>	(19) 埋立処分の計画（最終処分場）
	<input type="checkbox"/>	(20) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
	<input type="checkbox"/>	・搬出入の手段、経路、時間等が記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	(21) 申請者
	<input type="checkbox"/>	・氏名、生年月日、本籍、住所が住民票（法人は、登記事項証明書）の内容と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	・ふりがなは記載してあるか。
	<input type="checkbox"/>	(22) 法定代理人、役員、株主等、使用人
	<input type="checkbox"/>	・氏名・生年月日・本籍・住所が住民票等と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	・役員は、登記事項証明書の内容と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	・ふりがなは記載してあるか。
	<input type="checkbox"/>	・発行済み株式の総数、出資の額は、登記事項証明書の内容と一致しているか。
3	<input type="checkbox"/>	事業計画の概要
4	<input type="checkbox"/>	処理工程図（中間処理施設）
5	<input type="checkbox"/>	排ガス、排水の処理方法に係る処理系統図
6	<input type="checkbox"/>	施設の設計計算書
7	<input type="checkbox"/>	排ガスの量・性状、処理水の水量・水質の根拠書類
8	<input type="checkbox"/>	施設付近の見取図
9	<input type="checkbox"/>	施設の配置図
	<input type="checkbox"/>	・処理施設・保管施設を、わかりやすく記載しているか。

No.	確認欄	内 容
	<input type="checkbox"/>	・困い、雨水排水路、排水処理設備、排ガス処理設備、悪臭防止設備、表示の設置位置は記載されているか。
10	<input type="checkbox"/>	施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図
	<input type="checkbox"/>	・処理に使用するすべての施設について、整備しているか。
	<input type="checkbox"/>	・施設全体の図面を添付しているか。
11	<input type="checkbox"/>	排水(汚水・雨水)の経路図
	<input type="checkbox"/>	・排水路、排水処理設備の設置場所を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・水勾配を記載しているか。
12	<input type="checkbox"/>	施設の表示の内容を記載した書類
	<input type="checkbox"/>	・処理施設、保管施設のすべてについて、整備しているか。
	<input type="checkbox"/>	・処理能力、保管量等に間違いがないか。
13	<input type="checkbox"/>	保管施設の概要
	<input type="checkbox"/>	・全ての保管施設について、記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・保管場所の図面(平面図、立面図、断面図)は添付してあるか。
	<input type="checkbox"/>	・保管能力の根拠書類(計算書)は添付してあるか。
	<input type="checkbox"/>	・施設の配置図(No.9)に記載のNo.と整合が取れているか。
14	<input type="checkbox"/>	設置場所の地番、地目等
	<input type="checkbox"/>	・設置予定場所の所在、地番が記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	・施設欄には、処理施設設置予定場所のみ記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・開発場所、処理施設設置区域すべてを記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・土地の登記事項証明書に記載の所在・地番・地目と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	・土地の公図に記載した施設の位置と整合があるか。
15	<input type="checkbox"/>	不動産登記法第14条規定の地図又は公図
	<input type="checkbox"/>	・3ヶ月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・公図の写しと設置計画地との位置関係を明示しているか。
	<input type="checkbox"/>	・処理施設、保管施設、事業場の位置を記載しているか。
16	<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書
	<input type="checkbox"/>	・3ヶ月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・No.13(設置場所の地番、地目等)に記載のすべての土地について、整備しているか。
	<input type="checkbox"/>	・地目が田・畑・保安林の土地については、関係法令(農地法等)の手続きが終了しているか。
17	<input type="checkbox"/>	施設・土地の使用承諾書等
	<input type="checkbox"/>	・使用期間が過ぎていないか。
	<input type="checkbox"/>	・施設進入路に係る書類は整備されているか。
18	<input type="checkbox"/>	生活環境影響調査書
	<input type="checkbox"/>	・調査項目を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・調査項目の選定は、施設の内容に合っているか。
	<input type="checkbox"/>	・調査項目の現況、その把握の方法、調査結果を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・自然的条件、社会的条件の現況、その把握の方法、調査結果を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・調査項目に係る変化の程度、変化の及ぶ範囲、その予測の方法を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測した結果を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・環境保全目標値を超過していないか。
	<input type="checkbox"/>	・調査項目に含めなかったもの、その理由を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・調査に関して参考となる事項があった場合、そのことを記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・図表等を用いるなどわかりやすい記述となっているか。
	<input type="checkbox"/>	・引用した文献、資料についてその出典が明らかとなっているか。
	<input type="checkbox"/>	・調査・予測地点を図示しているか。
19	<input type="checkbox"/>	維持管理計画書
20	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物の発生工程図
21	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物の分析結果の証明書(写)
22	<input type="checkbox"/>	定款、寄付行為
23	<input type="checkbox"/>	申請法人の登記事項証明書

No.	確認欄	内 容
	<input type="checkbox"/>	・3ヶ月以内のものか。
24	<input type="checkbox"/>	施設設置・維持管理に関する技術的能力説明書類
25	<input type="checkbox"/>	申請者の住民票、登記事項証明書
	<input type="checkbox"/>	・3ヶ月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
26	<input type="checkbox"/>	法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことの誓約書
27	<input type="checkbox"/>	法定代理人の住民票、登記事項証明書
	<input type="checkbox"/>	・3ヶ月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
28	<input type="checkbox"/>	役員の住民票、登記事項証明書
	<input type="checkbox"/>	・すべての役員について、添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	・3ヶ月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
29	<input type="checkbox"/>	株主等の住民票、登記事項証明書
	<input type="checkbox"/>	・すべての株主等について、添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	・3ヶ月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
30	<input type="checkbox"/>	株主等の登記事項証明書
	<input type="checkbox"/>	・3ヶ月以内のものか。
31	<input type="checkbox"/>	使用人の住民票、登記事項証明書
	<input type="checkbox"/>	・3ヶ月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
32	<input type="checkbox"/>	施設設置・維持管理に要する資金総額及び資金調達計画
33	<input type="checkbox"/>	借入金償還計画
34	<input type="checkbox"/>	法人税の納税証明書
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
35	<input type="checkbox"/>	確定申告書(写)
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
36	<input type="checkbox"/>	貸借対照表
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
	<input type="checkbox"/>	・債務超過又は3期以上連続して赤字となっている場合は、経営再建計画書(No.43)を添付しているか。
37	<input type="checkbox"/>	損益計算書
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
38	<input type="checkbox"/>	株主資本等変動計算書
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
39	<input type="checkbox"/>	個別注記表
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
40	<input type="checkbox"/>	資産調書(個人)
41	<input type="checkbox"/>	所得税の納税証明書
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
42	<input type="checkbox"/>	融資関係書類の写、金融機関からの借入金に係る貸付決定書等
43	<input type="checkbox"/>	経営再建計画書
	<input type="checkbox"/>	・計画時点での貸借対照表、融資関係書類(写)等は添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	・5年間で債務超過の状態や単年度の最終赤字が解消されているか。
44	<input type="checkbox"/>	事業収支計画(納税証明書等が直前3年分が整備されていない場合)
45	<input type="checkbox"/>	関係法令に係る許可証等